迷惑な客引きに収0/絶対に利用しないで!

市では、2022年4月1日に「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、市内2地区の客引き行 為等を禁止しました。条例施行からこれまでの約1年半の間で行った取り組みなどを紹介します。 客引きを利用することは、百害あって一利なしです。絶対に利用しないようにしましょう。 問地域安全課 ☎245-5264 M245-5155



条例に関する市の取り組み

違反行為者に対する指導

市の指導員による街頭巡回を行 い、客引き行為等の違反行為を現場 で確認後、違反行為者や店舗に対し て条例に基づく指導をしています。

条例施行後から2023年11月ま での間に、35件の勧告、4件の命令、1件の過料処分を行いました。



路面シートの設置



客引き行為等を 行う者が滞留して いる場所へ路面シ ート【左記】を設置 し、通行人へ注意喚 起を行っています。

地元と市が一体となって取り組んでいます

富士見商店街協同組合 理事長のコメント

中央区富士見地区では、市と地元商店街 などが一体となって安全・安心な街づくり に取り組む「地元協議会」が中心となり、 千葉中央警察署と協力して毎月第2・4金曜



日にパトロールを実施しています。条例の効果を発揮するには、市民の 皆さんの協力も不可欠です。街に来た人に安心して楽しく飲んでもらえ るよう、「客引きをしない・させない・利用しない」取り組みにご協力をお 願いします。地元協議会では、魅力と活力にあふれた街づくりのため、 今後も粘り強く活動を続けていきます。

こんな経験ありませんか?それは客引き行為等です!

立ちふさがれたり、付きまとわれたりしながら声を掛けられたこ とはありませんか。反応すると、断ってもしつこく話を続けてくる ので、耳を貸さないでください。



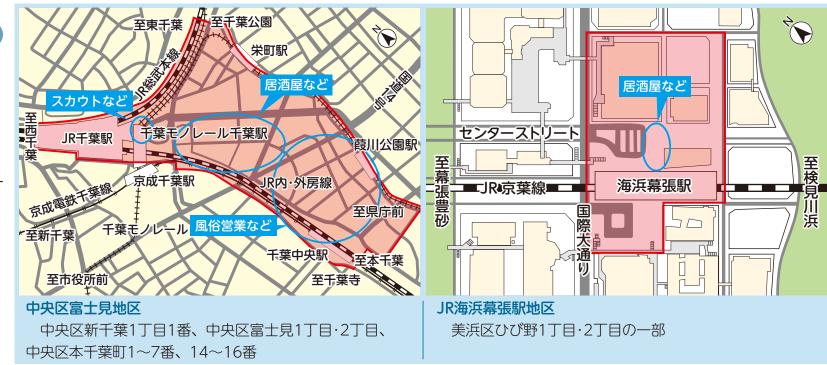
客引き撲滅のためには、皆さんの行動も必要です!

市内2地区の客引き行為等禁止区域で指導をしていますが、いまだ客引き行為 等を行う者がいます。安全・安心な街づくりのためには、皆さんの行動も必要で す。客引きの話は聞かず、絶対に付いて行ったり、その店舗を利用したりしない でください。

客引き 撲滅3カ条

- 1. 客引きの話を聞かない
- 2. 客引きに付いて行かない
- 3. 客引きを行う店舗を利用しない





「客引きをしない・させない・利用しない宣言店」を利用しよう



客引き行為等を行う店舗を利用してしまうと、サービスや料理の質が悪かったり、支払った代金 が反社会的勢力へ流れてしまったりする場合があります。

このようなことを防ぐため、「客引きをしない・させない・利用しない宣言店」のステッカー【左 記】が掲示されている店舗を利用しましょう。

宣言店を利用することでも、客引き撲滅につながります。宣言店の一覧など詳しくは、 「千葉市 客引きしない 宣言 Q

